

国土審議会土地政策分科会企画部会
国土調査のあり方に関する検討小委員会（第8回）

平成30年10月10日

【国土調査企画官】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第8回を開催させていただきます。

委員の皆様方には、本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は事務局を務めさせていただきます国土交通省土地・建設産業局地籍整備課国土調査企画官の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元の配付資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順に、議事次第、座席表、委員名簿、そして資料1から5まで、それから参考資料1から6まででございます。もし不足、不備等ございましたら、事務局の方まで仰せつけいただければと存じます。

はじめに、本委員会、通算第8回目となりますが、次期十箇年計画策定に向けた検討としましては今回が第1回でございます。今回から新たに御就任いただきました委員もいらっしゃいますので、まず委員の御紹介をさせていただきます。お手元でございます委員名簿に記載の順番で御紹介いたします。

まず、兵庫県農政環境部農林水産局長でいらっしゃいます石井龍太郎委員でございます。

【石井委員】 石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授でいらっしゃいます市古太郎委員でございます。

【市古委員】 市古でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 上智大学法学部教授でいらっしゃいます伊藤栄寿委員でございます。

【伊藤委員】 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 かが森林組合専務理事でいらっしゃいます片山健二委員でございます。

【片山委員】 片山です。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 本委員会の委員長を務めておられます東京大学大学院工学系研究科教授でいらっしゃいます清水英範委員でございます。

【清水委員長】 こんにちは。清水でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 測量士でいらっしゃいます千葉二委員でございます。

【千葉委員】 千葉でございます。よろしく願います。

【国土調査企画官】 司法書士でいらっしゃいます中山耕治委員でございます。

【中山委員】 中山です。どうぞよろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 森ビル株式会社執行役員でいらっしゃいます藤巻慎一委員でございます。

【藤巻委員】 藤巻です。よろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 東京大学院工学系研究科教授でいらっしゃいます布施孝志委員でございます。

【布施委員】 布施でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 土地家屋調査士でいらっしゃいます山脇優子委員でございます。

【山脇委員】 山脇でございます。よろしく願います。

【国土調査企画官】 公益財団法人東京財団政策研究所研究員兼政策オフィサーでいらっしゃいます吉原祥子委員でございます。

【吉原委員】 吉原と申します。よろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 静岡県御殿場市長でいらっしゃいます若林洋平委員でございます。なお、本日は、御都合により代理としまして御殿場市環境部長の勝又様に御出席いただいております。

【勝又環境部長】 若林の代理で恐縮でございます。勝又と申します。是非どうぞよろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 以上の合計12名の委員で本日の審議は進めて参りたいと思えます。よろしく願いいたします。

なお、委員につきましては、このほか、早稲田大学教育学部教授の久保純子委員、及び千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授の近藤昭彦委員が任命されておりますが、本日は御都合により御欠席との連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの課長以上の出席者を御紹介させていただきます。

土地・建設産業局長の野村でございます。

【土地・建設産業局長】 野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 土地・建設産業局次長の鳩山でございます。

【土地・建設産業局次長】 鳩山です。よろしくよろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 大臣官房参事官の横山でございます。

【大臣官房参事官（土地政策）】 横山です。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 土地・建設産業局企画課長の鈴木でございます。

【企画課長】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 同じく地籍整備課長の高藤でございます。

【地籍整備課長】 高藤でございます。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 大臣官房技術調査課長の岡村でございます。

【大臣官房技術調査課長】 岡村でございます。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 国土政策局国土情報課長の坂でございます。

【国土情報課長】 坂でございます。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 以上、よろしくお願いいたします。

本委員会の議事につきましては公開、ただしカメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきます。なお、議事録につきましては、発言者も含めて公表ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、会議の中で御発言いただく際は、机上のマイクのスイッチをオンにしてから御発言をお願いいたします。また、御発言後にはマイクのスイッチをオフにするようお願いいたします。

ここで、議事に先立ちまして、土地・建設産業局長の野村より一言御挨拶を申し上げます。

【土地・建設産業局長】 改めまして、土地・建設産業局長の野村でございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

清水委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、本日、御多忙のところ、また御遠方からも御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

御承知のとおり、まず国土調査は、土地と水に関する最も基礎的な情報を整理するという調査でございます。現在は平成22年度を初年度とする第6次十箇年計画に基づき促進しているところでございます。中でも地籍調査につきましては、国土に関する最も基礎的な情報を整備する、そのような調査でございます。土地取引の円滑化、資産の保全、あるいは災害復旧を含む公共工事の迅速化、円滑化など、その効果は幅広く、適正な土地利用の推進

の観点からも極めて重要な役割を担っているところは御承知のとおりだと思います。一方、調査開始から60年以上を経た現在でも地籍調査の進捗率は全国で52%、特に都市部では25%、山村部では45%と、調査の遅れが目立っているところでございます。

この委員会では、再来年度、2020年度からの次期十箇年計画の策定を見据えて、現計画での国土調査の取組状況について検証いたしますとともに、社会・経済状況の変化の中で地籍調査の効果を早期に最大限発現できるよう、効率的な手法や計画目標の設定の考え方、成果の利活用のあり方などについて、是非御検討を賜りたいと考えております。また、本年6月1日には所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議において、一部の所有者が不明な場合を含めて調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等について、必要な措置の方向性を来年2月を目途にとりまとめるとの方針が示されたところでございます。本委員会では、こうした政府方針を踏まえまして、来年2月までに地籍調査の迅速化の方策等につきましても一定の方向性を整理していただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの御専門の立場から、是非忌憚のない御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 それでは、これより議事に入りますので、カメラ撮りはここまでとさせていただきますと思います。

これからは委員長に議事進行をお願いいたします。清水委員長、よろしくお願いいたします。

【清水委員長】 承知しました。委員長の清水でございます。今回、検討小委員会第8回ということですが、前回の第7回が平成26年6月でございましたので、4年4か月ぶりの議論の再開ということになります。そういう面では心機一転でございますけれども、委員長としましては会の円滑な進行と、また、この会が有益な議論の場になるよう全力を尽くして参りたいと思います。委員の皆様、そして国交省の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、議事に入りたいと思いますが、皆様のお手元の議事次第を御覧ください。今日の議事は大きく三つございまして、その後に委員による意見交換という時間を設けております。今日の進行としましては、まず三つの主要な議事について、一括して事務局から説明をいただきまして、その後、長い時間をとりまして委員の皆様からの意見を頂戴するという形にしたいと思います。ですから、事務局からの御説明に対する、あるいは資料に対する御質問等

ございましたら、その意見を頂戴する場で御質問等も含めまして御意見を賜るといようなことにさせていただこうと思います。

議事に入るわけですが、その前に、今日は、御案内のとおり、また局長の御挨拶にもございましたように、次期十箇年計画の策定に向けた検討としましては第1回ということでございますので、また新委員の皆様もいらっしゃいます。ということで、まずはこの検討小委員会の開催趣旨、特に議論を再開する趣旨につきまして、資料1を用いまして事務局から御紹介をいただいて、その後、本格的な議事に入りたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 それでは、私の方から資料1に沿いまして、本委員会の趣旨、検討内容、スケジュールについて御説明させていただきます。

資料1でございます。本委員会は平成21年1月に設置されたものでございまして、前回の十箇年計画の見直し、そして本計画の中間見直しについて検討してきたところでございます。今般、平成32年度、2020年度以降の次期十箇年計画の策定を見据えまして、現時点での国土調査の取組状況について検討するとともに、所有者不明土地問題等の社会・経済状況の変化に対応しつつ地籍調査の効果を早期に最大限発揮できるよう、効率的な手法、計画目標の設定の考え方、成果の利活用のあり方等について検討を行うため、本委員会を再開することといたしましたものでございます。

また、先ほど局長からの御挨拶にもございましたとおり、後ほど詳しく御説明させていただきますけれども、本年6月に関係閣僚会議で定められました所有者不明土地に関する基本方針におきまして、来年2月に一定のとりまとめ、方向性を示すということが定められておりますので、その時期までに一定の方向性を整理するというを考えてございます。また、平成31年2月以降も地籍調査及び土地分類調査について、次期十箇年計画の策定に向けた必要な検討を進めて参りまして、来年7月頃までにとりまとめを行うということが全体の趣旨でございます。

2番目、本委員会の検討内容でございますけれども、地籍調査につきましては大きく3点、調査の迅速化、調査区域の重点化、地籍調査情報の利活用について御検討いただきたいと考えてございます。また、裏面に参りまして土地分類調査につきましても、調査内容あるいは調査成果の利活用等について御検討いただきたいと考えてございます。

3番目のスケジュールでございますけれども、先ほど申しました来年2月の一定のとりまとめに向けまして、まずは今回含めまして4回程度の議論を行いまして、一定の方向性を

整理したいと考えてございます。また、その後も継続して2回ないし3回程度、開催いたしまして、本検討小委員会としてのとりまとめは来年7月頃を予定しているところでございます。その後、法改正へ向けた具体的な作業に入っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。この開催趣旨については、皆様、よろしいでしょうか。

では議事に入りたいと思いますが、議事の2番目に、所有者不明土地、土地所有に関する基本制度の見直しの動向という議事がございます。いわゆる所有者不明土地問題への対応というところでございますが、局長の御挨拶にもございましたけれども、本年6月1日に政府の全体としての基本方針が示されたところでございます。本検討小委員会とも大変関係のある重要な事項でございますので、今日の検討小委員会では、我々の今後の議論の参考としまして、別途、土地政策分科会特別部会で議論されております所有者不明土地、土地所有に関する基本制度の見直しの動向についても、特別部会の事務局の方より簡単に御紹介をいただきたいと思っております。

それでは、議事の1、2、3について、全体を通して事務局から説明をお願いしたいと思います。

【地籍整備課長】 地籍整備課長の高藤でございます。議事の1につきまして、私の方から資料の御説明をさせていただきます。

まず議事1、地籍調査の現状でございますけれども、資料2を御覧ください。地籍調査を含めた国土調査の概要について、まず御説明させていただきたいと思えます。

1ページ目でございます。国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づきまして、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査するものでございまして、下の絵にございますように地籍調査関係、土地分類調査関係、水調査関係と、大きく分けて三つのくりがございます。この国土調査について促進していくための十箇年計画というのが2ページに書かせていただいたものでございまして、国土調査の実施の促進を図るため、国土調査促進特別措置法というものが存在しておりまして、昭和38年以降、十箇年計画を作りながらこれを進めているという形になっております。そして現在は6次計画、平成22年度から31年度という計画に基づいてこれを推進しておりまして、計画の中身は、その下に書いてありますが、地籍調査の計画事業量や進捗率、また土地分類基本調査の調査面積などが掲

げられているというところでございます。

本計画につきましては平成31年度に期末を迎えるために、国土調査促進特別措置法などを改正いたしまして、平成32年度を初年度とする次期十箇年計画の策定を進めていくという形になっておりまして、そのための検討を皆様の方でお願いしているという形になります。なお、まず検討につきましては、土地分類調査に対する検討は先ほどの所有者不明土地の文脈から少し外れますので、来年2月の検討の後の第5回目からと考えておりまして、まずは地籍調査を中心に検討をいただければと思っております。

それでは、地籍調査の現状について、続いての資料3を使いまして御説明をさせていただきます。

まず地籍調査の現状とこれを取り巻く社会状況ということで、3ページを御覧ください。地籍調査の概要を改めてまとめさせていただいております。地籍調査は国土調査法に基づき実施され、一筆ごとの土地の境界や面積を調査するものでございます。こちらの成果は、下の図にありますように、登記所に送付されていまして、いわゆる公図と言われる明治期頃から作られている図面というのが、きちんとした地籍図と言われる境界が正確な地図に切り替わり、登記所備付地図になるというのが大きな役目になっております。主な実施主体は市町村でございまして、費用の負担、右側に書いてございますけれども、国が負担金という形で50%、残りを市町村と都道府県が25%ずつ見るという形になってございますが、特別交付税の措置がありまして、都道府県、市町村の実質負担は5%という整理になってございます。

地籍調査の主な効果は、下のところに書かせていただいておりますが、災害復旧でありますとかインフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進などがございますけれども、また後ほど御説明させていただきます。

調査の流れそのものは、御案内の方もいらっしゃると思いますが、土地所有者の立会いを得ながら境界を確認して、そこを測量して地籍図原図というのを作りまして、一般の閲覧を経て地籍図を作っていくという形になります。出来上がったものは登記所に送付される形になりますが、続いての5ページを御覧ください。地籍調査の成果というものが登記所に送付されたことによって、不動産登記の表題部が書き換えられ、地図については、送付された地籍図が登記所備付地図になるという形になってございます。

続いて6ページに登記所備付地図の現状を書かせていただいております。こちらについては、登記所備付地図と呼ばれる正確な地図になっているものが今現在、約56%、それ以

外のものはいわゆる公図のような、古い、地図に準ずる図面と呼ばれているものが約44%という形になっております。登記所備付地図のうち7割以上を地籍調査の地籍図という形で作っているということで、果たしている役割は大きいということではないかと思っております。

続いて7ページでございます。効果について簡単に御説明をさせていただいております。こちらについては災害復旧の事例でございます。東日本大震災後の岩手県宮古市で、防災集団移転という形で住居を越すという事業をやったことがございますが、こちらにつきましても、このエリアは地籍調査が実施済みであったために、造成に係る境界測量に要する期間を大幅に削減することができたという事例を紹介させていただいております。

続いて8ページでございますが、こちらはインフラ整備に役立った事例ということで、西九州自動車道の長崎県松浦市の区間でございますけれども、こちらも2年以上の事業期間の短縮に、用地買収などの期間を短くすることができたという形でございます。

続いて9ページでございます。こちらは民間の都市開発の事例でございます。森ビルの事例をお借りしておりますが、六本木6丁目での再開発事業に当たりまして、実際、土地境界の確定に4年の時間がかかっているという形になっております。こちらも地籍調査がきちりやれば、この部分をもっと短くできたのではないかとこのところがありますので、地籍調査がやれば民間の都市開発を促進する要素になるということを示させていただいております。

続いて10ページでございますが、このように多種の効果がある地籍調査でございますが、平成29年度末時点での進捗率は全国で52%という形になっております。特にDID地区が25%、あと林地が45%ということで、遅れ気味になっているという状況でございます。

1枚繰っていただきまして、11ページでございます。地籍調査そのものは、そういった意味で昭和26年から、敗戦により疲弊した日本を再建するための土地の情報を集めるということでスタートしたものでございますが、まだ現在に至っても進捗率52%ということでございますので、道半ばというような状況にあるということかと思っております。

続いて、社会状況の変化についていくつかまとめさせていただきました。12ページは高齢化、人口減少の進展ということでございます。人口につきましては、2008年をピークに、もう下り坂に入っておりますけれども、人口が今後100年で、100年前の明治時代後半の水準に戻っていくという形になりまして、また、これに併せて高齢化率についても、

2050年の中位推計では38.8%という形で、非常に高い値になるということが想定されております。

また、もう1枚ページを繰っていただきまして、こちらの人口減少は均等に起こるわけではないということの資料を御用意させていただいていますが、国土政策局の推計ですと、人口規模が小さい市町村ほどその減少率も大きくなっておりまして、2050年には居住地の6割で人口が半分になりまして、また2割の地域は無居住化するのではないかとの推計が行われております。これは、これだけ土地に関する情報も失われていく状況があるということを表しているということかと思っております。

また、14ページでは社会状況の変化として、所有者不明土地問題の顕在化というのを挙げさせていただいております。先ほど見ていただいた人口減少や高齢化に伴う土地利用ニーズの低下でございますとか、所有者意識の希薄化によって、所有者不明土地問題というのが取り沙汰されている状況でございます。下の方で書かせていただいておりますが、地籍調査の場面では不動産登記簿上で所有者の確認ができない土地の割合が約2割程度、その後、基本台帳などを使いながら追跡調査をすることによって0.41%まで減らせるということですが、そこにはコストがかかっていくという形になっております。また直轄事業の用地取得の場面におきましても、従前は、緑色のグラフでございますが、補償額の不満が高いのですけれども、最近は所有者不明等によって隘路になるようなことが多くなっているという状況が見てとれます。

続いて15ページ目を御覧いただければと思います。こういった形で所有者不明土地の状況がございまして、地籍調査については、先ほど見ていただいたのは28年度のデータなのですが、29年度版のデータもできましたのでお付けしております。このデータ上で見ても、やはり登記簿のみでは所在不明な方というのが全体で約2割で、最終的に所在不明な方というのも、昨年度、1年前のデータだと0.41%だったのですが、0.44%ということで、ほぼ誤差の範囲ということで、状況は変わらないということなので、同じような所有者不明土地が存在するということになるかと思っております。

続きまして16ページでございます。社会状況の変化で、風水害の激甚化と巨大地震の懸念ということで、まず風水害でございますが、左の絵にございますけれども、時間雨量50ミリを超える降雨の発生回数が、約30年前に比べて約1.4倍に増加しているということで、非常に降雨災害というのも懸念されるところでございますし、また右の図にありますように、南海トラフ地震発生の懸念ということで、死者数、また約170兆円の直接被害と約

45兆円の生産・サービス低下が生じる見込みということで、大きな被害が懸念されるところでございます。

1枚繰っていただいて17ページでございますけれども、我が国は国土面積の約35%が何らかの災害リスクの高い地域でございまして、そういった地域に居住する人口も7割を占めているということでございますので、こういった災害に対してどのように対応していくのかというのが非常に重要になってきているということかと思えます。なお、18ページには、こういった災害対策の関係で、国土強靱化基本計画でございますとか国交省の首都直下地震対策計画などを付けさせていただいておりますが、こちらの方においても、地籍調査の推進というのが防災の事業でありますとか災害復旧のために必要ということの位置付けをさせていただいているところでございます。

続きまして19ページから、現行計画、第6次十箇年計画の概要と進捗状況について御説明をさせていただければと思います。

20ページは原文を付けさせていただいておりますので、これを概要化したのが21ページでございます。地籍調査の部分だけ抜粋させていただいておりますが、計画事業量として、基準点の設置数でありますとか、地籍調査の実施面積約2万1,000平方キロメートル、また地籍調査の進捗率、全域で、計画開始時点が49%のものを、計画終了時には57%という目標が掲げられているというところでございます。

こちらの実捗状況について22ページに書かせていただいておりますが、一番上の欄、計画目標2万1,000平方キロメートルに対しまして、29年度末までの実施状況は8,023平方キロメートルということで、38.2%という状況でございます。こちらは、あと2年足した見込みが約48%という状況になっているところでございまして、進捗率についても、49%を57%にするというものが、29年度末の段階では52%で、31年度末の見込みでも約53%というような状況になってございます。

こちらの計画の目標の設定につきましては、1枚繰っていただいて23ページを御覧ください。第6次計画の数字の作り込みはこういう形で作られておりまして、国土全体のうち公有水面などの地籍調査の対象外となる地域を除いて、また地籍調査実施済み地域と呼ばれる黄色い箱のところを除いた部分が対象になるということですが、これを、地籍調査の明確化の優先度が低い地域、施業予定のない森林等というのを抜いて、優先的に地籍を明確化すべき地域と、低い地域の二つに分けたという形になっております。そうしますと、優先的に地籍を明確化すべき地域が約5万平方キロメートルありますので、6次計画では

その半分弱を整備するというような計画になっていたところでございます。

なお、この目標設定のあり方につきましては、達成状況も含めて、中間とりまとめ以降の第5回目で、次の計画をどのように作っていくかという文脈の中で議論させていただければと思っております。そういった意味で、まず4回目までは地籍の迅速化策を中心に御議論の方をいただければと思っております。

続きまして24ページは、第6次十箇年計画策定時の法改正ということで、10年前の法改正の概要を付けさせていただきました。そういった意味で、改正の内容につきましては国土調査促進特別措置法の一部改正で、下側の箱の左側にありますが、22年度以降の十箇年計画を策定すると書かれております。右側では基本調査範囲の拡大ということで、十箇年計画に基づき国が直轄で行います基本調査というのを法律上位置付けており、これを拡大すると書かれております。また、国土調査法の一部改正で、包括的な民間委託を新たに導入させていただいております。具体的な内容については後ろのページで御説明させていただきます。

25ページ目は施策全体の見取図になっておりますので、具体的な中身は26ページから御説明させていただければと思います。

まず基本調査の拡大でございますけれども、都市部と山村につきましては、地籍調査に必要な基礎的な情報について、国の方で特に必要性の高い地域は重点的に整備・保全するという事で、市町村を助けるという国の直轄の基本調査の仕組みを入れさせていただいております。また、1枚繰っていただいて27ページでございますが、民間委託の拡大ということで、包括的民間委託の制度を入れております。こちらはなかなか体制が整わない市町村での調査を進みやすくするというための制度でございます。平成29年度では113の市町村に使っていただいている状況でございます。

続いて28ページは、19条5項指定を促進する補助制度ということで、これは地籍調査そのものではないのですが、地籍調査並みの測量データがあった場合に、大臣に申請をして、大臣が指定をすると地籍調査と同等の成果になるという仕組みがございますが、こちらに補助の制度を入れて活用を促進するという仕組みでございます。

続いて29ページでございます。筆界未定解消への取組ということで、所有者不明土地問題対策のはしりと言えるかもしれませんが、地籍調査は基本的に立会いを得ながら調査をしていきますけれども、これまで所有者の所在が不明だったときというのは、筆界が調査できない、筆界未定という形の処理になっておりました。これにつきまして、客観的な資料な

どがあった場合には、法務局と相談して筆界を調査する制度を省令改正で導入しております。

続いて30ページでございます。新技術の導入ということで、こちらは技術の導入に伴って地籍調査を円滑化してきているという歴史がございます。資料で御紹介させていただいたのは平成27年度に導入した新手法ということで、電子基準点を活用いたしまして、地籍調査の前提としてこれまで必要であった四等三角点の設置が不要になったというものでございます。現行の十箇年計画では基準点の設置数というのも国の事業量として入っているのですが、次期計画ではおそらく、こうした新手法が入りましたので、不要になってくるのではないかとということで、技術の進歩というのも円滑化に非常に重要な役目を果たしているというところでございます。

続いて31ページでございます。政策課題に即した優先地域での地籍調査の推進ということで、地籍調査を進めていくに当たって、防災でありますとか社会資本整備でありますとか、そういった施策と連携してうまく地籍調査の効果を発現するというところで、下に書かせていただいた防災対策、都市開発、社会資本整備、森林施業など、こういった分野と連携するものを重点的に支援しているというところでございます。また社会資本整備に関しましては、社会資本整備総合交付金という市町村、都道府県向けの交付金制度がございますけれども、こちらの関連事業という形でも国の負担金を支出する仕組みを入れさせていただいて、インフラ整備と連携した地籍整備を進めるというような制度改正もさせていただいております。

32ページ、最後でございますけれども、地籍調査負担金の予算の推移を付けさせていただいております。当初予算一般会計ベースで、ここ最近108億円ほどが安定的に確保されている状況になってございます。

地籍調査の現状と取り巻く状況についての御説明は以上でございます。

【大臣官房参事官（土地政策）】 土地政策担当の参事官の横山と申します。引き続きまして、地籍整備課長の説明の間に挟まるような形になりますけれども、先ほど委員長からも御紹介ありましたが、関連する背景事情等として、あるいは国土調査法等と一体で制度改正に結び付けていくという関連性がございますので、所有者不明土地対策の今の検討状況について、御報告させていただきたいと思っております。お手元に、次の資料4を御用意いただければと思っております。

先ほど地籍整備課長が御説明した資料3の14ページにも所有者不明土地問題のことが

ございましたけれども、資料4の1ページに昨年の骨太の方針の抜粋を掲げてございます。昨年6月に政府で決定したものの関係部分でございます。この平成29年6月に至る経緯としては、資料には書いてはございませんが、以前から所有者不明土地問題は行政部内では問題になっており、国交省内でもいろいろ個別に、今の制度前提でできることなどに関してガイドラインを作るというようなことはやってきておったのですけれども、一つのきっかけとしては、平成29年の頭に、増田寛也さんが主宰している民間の研究会が、これは大きな問題だと取り上げて勉強を始められたり、その動きと軌を一にするように自民党の方でも正式な特命委員会が立ち上がって議論が始まって、この骨太の方針が決定される直前に、自民党の特命委員会で中間とりまとめがされております。このページの下に、参考にポイントが書いてございます。そういう動きの中で政府としても骨太の方針を決定しました。ちなみに、その直後に民間の研究会で中間とりまとめが出されて話題になりました。所有者不明土地が九州の面積ぐらいあるのではないかと。それは先ほどの資料3で、不動産登記簿上で所有者がすぐ確認できないのが20%と、これがベースとなっているのですけれども、ですから調査していくと、もちろんもっと少なくなるのですが、一義的にすぐ分からないというベースだと九州の面積ぐらいあるのではないかと、近々北海道の面積ぐらいになるのではないかと非常に社会的にインパクトのある問題提起がなされ、マスコミ等でも話題になったというような動きがございました。

その中で、この昨年の骨太の方針の抜粋、赤い字で書いてございますけれども、所有者不明土地について、まずは公的機関の関与によって、地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みを考えていこうということで内容が決定されたということでございます。次の2ページですけれども、この方針に従って、鋭意、土地政策分科会に特別部会を設置して議論いただきまして、とりまとめを踏まえて、先の通常国会に法律案を提出いたしました。無事成立しておる法案の概要が2ページでございます。

少し情報量が多いので、ポイントのみ御説明いたしますけれども、法律の概要というのが下の3分の2ぐらいに書いてございますが、緑で塗ってある部分でございますけれども、大きく三つの柱で、「所有者不明土地を円滑に利用する仕組み」、二つ目が「所有者の探索を合理化する仕組み」、三つ目が「所有者不明土地を適切に管理する仕組み」、こういうような仕組みを用意したものでございます。一つ目に関しては①公共事業の取用手続の合理化・円滑化等。それから、②は新しいメニューでございますけれども、暫定的な利用権を設定して所有者不明土地を使えるようにする、地域福利増進事業を創設してございます。これは公布後

1年以内の施行を目指して、準備を進めているところでございます。

二つ目の「所有者探索を合理化する仕組み」は、所有者不明土地を公共事業等で利用する場合とも連動してくるわけですが、こちらの手続について、一つは、政令事項になってございますけれども、どこまで調査するかというのを限定していくことにしてございます。それから、①に書いてございますように、探索において権利者関連情報が活用できる仕組みを入れてございます。それから、これは法務省の登記所の仕事でございますけれども、長期相続登記等未了土地に関する不動産登記法の特例ということで、登記官が職権で、長い期間相続登記等がなされていないものに関して調査できる制度も創設されています。

三つ目の「所有者不明土地を適切に管理する仕組み」としては、財産管理制度の特例というのを、これも法務省の所管の民法に基づく制度の特例でございますけれども、従来、利害関係人等が財産管理人の選任を請求できるという制度があったわけですが、地域のニーズなどに応じて所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合には、地方公共団体がそれを請求できるようにするという制度も創設してございます。

このようなもので、まず当面の取組として、公共的な目的で所有者不明土地を円滑に利用できるという仕組みを用意して、今、施行に向けた準備を進めているところでございます。

めくっていただきまして3ページでございますが、当面の課題である公共的な目的で所有者不明土地を活用するという部分に関してはかなり課題をクリアしたわけですが、まだ課題が残っているということで政府の中でも議論になってございます。政府部内に関係閣僚会議が設置されておりますけれども、6月に関係閣僚会議で今後の方針を決めています。4ページも併せて見ていただければと思いますけれども、このような工程で今後検討を更に進めていくと整理されています。

3ページの半ばぐらいを見ていただきますと、今後の主な取組課題として掲げてございますのは、もちろん先ほど御紹介した法律の円滑な施行というのも入っておりますが、残された大きな課題として、「土地所有に関する基本制度の見直し」をする、それから「地籍調査の円滑化・迅速化のための措置」も所有者不明土地対策の文脈の中でしっかりやっていくというような位置付けになってございます。赤字で書いてございますけれども、この基本制度の見直しについて、この小委員会と並行して、別途、特別部会で議論していただいております。特別部会は先日、9月20日にキックオフしてございます。その他、法務省が中心になって、登記制度・土地所有権そのもののあり方についての議論をしていくということになってございます。それから、関係各省連携して、土地所有者に関する情報を横でうま

く連携して共有する仕組みを構築していくということになってございます。この閣僚会議で決めた内容が今年の骨太の中にもそのまま反映されているというのが、3ページ下の囲みでございます。

工程表は細かい内容が書き込んでございますので、全ては御説明いたしませんけれども、大きな流れとして、先ほど来、何度か地籍調査の御紹介のところで言及いたしましたように、来年2月に大きな方向性をとりまとめるということが決められています。これは土地の基本制度の見直しと地籍調査の円滑化・迅速化、それから法務省が検討している民事基本法制の見直しにつながる検討、これを一体で年明け2月めどに、年度内には大きな方向性を出していくということが工程表上決まっています、それを踏まえて1年後ぐらいに、2020年の通常国会を念頭に置いてございますけれども、不動産登記制度等を含め、民事基本法制の見直しと、当省の所管している土地基本法等の見直し、それから国土調査関係の法律の見直し、これを一体として、政府として、所有者不明土地対策の次なる対応という文脈の中で提出していくという工程が組まれているということでございます。

先ほど御紹介した法律の中で、所有者探索の合理化といったことが公共的な事業の中で位置付けられたことを御紹介いたしましたけれども、まさにそういうやり方を地籍調査との関係では、この法律は直接地籍調査のことはカバーしておりませんので、この場の議論で、そういうこととのバランスでどういうことが求められるのかなど、地籍調査の議論と所有者不明土地対策の検討は非常に関連が深うございます。当委員会の場合でも、今後も所有者不明土地対策の検討状況の御紹介もさせていただきますので、これも踏まえて、地籍調査の新たな展開について御議論いただければありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

【地籍整備課長】 続きます、私の方から御説明をさせていただきます。議題の3でございますけれども、次期十箇年計画策定に向けた検討について、資料5を使いまして御説明させていただきます。

まず資料1ページ目でございますけれども、今回の国土審議会の小委員会での議論に先立ちまして、昨年6月より、法定の検討会ではありませんが、国土交通省の方で中長期的な地籍整備の推進に関する検討会というものを開催いたしまして、今後の地籍整備のあり方について議論が行われております。つきましては、こちらの方を今回の検討の参考として御紹介させていただきたいと思っております。

続く2ページから、検討会の議論の概要について掲げさせていただいております。まず地

籍調査の課題というものを左側の上から二つ目の箱で書かせていただいておりますけれども、地籍整備の課題として、都市部については地価が高いので所有者の権利意識が強く、権利関係も複雑であると、土地所有者等による境界確認が難航するケースが多い。また、土地が細分化され、土地境界が複雑であることや、建物が障害となり測量作業にも時間を要する。一方で、土地取引などによる民間の測量成果というものは多く存在するのだけれども、これが地籍調査への活用が不十分な点があるのではないかとということが課題として掲げられております。また山村部につきましては、急峻な地形や生い茂る木々などにより、現地での土地所有者等の立会いでありますとか測量作業が困難であるということ、また土地所有者の高齢化や不在村化の進行などにより、立会人の搜索や、土地所有者等の境界に関する認識、人証をもとにした調査が困難になってきているというような状況。また全般にわたります、災害想定地域等の緊急性・重要性が高い地域での調査の遅れがあるのではないかと、また進捗状況や施策分野ごとの評価体制が不十分なのではないかと、また所有者不明土地問題も対応が必要なのではないかとということが課題として掲げられているところでございまして、次期計画における検討の方向性というものもまとめられておりますが、具体的な検討の方向性について、次のページで御紹介させていただければと思います。

検討会の議論におきましては、地籍整備の戦略達成に向けた具体的方策のあり方といたしまして、こちらの箱ごとにまとめております。かいつまみながら御紹介させていただければと思いますが、一つは、一番上の箱、効率化の取組の更なる推進ということで、地籍調査の一筆地調査、実際に現地を確認する調査でございますけれども、こちらの効率化について、例えば土地所有者等の所在確認を行う準備作業において、探索範囲の明確化などを検討すべきではないかというようなお話でありますとか、現地調査において、所定の手続を経ても土地所有者などが不明な場合には、立会いを一部簡略化する取組というのもあり得るのではないかと。また、法務省の制度でございますけれども、筆界特定制度という、土地所有者による申請に基づき筆界を特定するという制度がございますが、こちらの申請権を地籍調査の実施主体に与えるようなことも考えられるのではないかとということも議論されております。また、新技術の導入促進ということで、空中写真の測量技術でありますとかレーザー測量技術、あとはモバイルマッピングシステムなどの新技術を地籍調査に導入することで効率化が図れるのではないかとということも議論されています。

また、都市部における効率的手法と山村部における効率的手法ということで、都市部につきましては官民境界の先行的な整備と情報通信技術による民間測量成果の活用の推進とい

うことで、一つは、官民境界等先行調査というのを認証、承認の対象にするということで、その実施を促進できるのではないか。また、地籍整備に係るプラットフォームを構築することで、官民境界情報をベースに民間測量データを集積していただいて、その民間測量のデータをうまく地籍調査に活用するというのも手法として考え得るのではないかということが議論されております。

右側の箱ですが、山村部における効率的手法ということで、空中写真を活用することにより現地作業を省略化できる調査手法がありまして、筆界案の作成をもう少し効率的にし、かつ現地まで行かなくても確認することができるのではないか、また森林施策との連携などが挙げられております。

一番下の箱ですが、地域ごとの課題に即応するための段階的な地籍整備ということで、最低限必要とされる段階まで迅速に整備することを可能とする段階的地籍整備の仕組みというの也被えられるのではないか。また、一番右の箱ですけれども、民間の測量成果を地籍整備にうまく活用できるような仕組みというの也被検討し得るのではないかというようなことが掲げられております。

続いての4ページでございますけれども、7次計画における戦略的な地籍整備の方向性ということで、様々な促進策を使って加速化させるのですけれども、6次計画で設定した優先地域における未実施地域というのが、先ほどあった5万を目標として、1万進んで残り4万ほどという形になっております。ここについて、7次計画でどのように優先地域を設定したり、また指標の設定を通じて重点実施を進めていけるのか、またそのようにやっていってはどうかというようなことが議論されているところでございます。

続いて5ページ目でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げた具体的な検討の方向性について、法制度面及び新技術・測量手法面から、更に検討すべき事項などについても挙げられておるというところでございます。

続いて6ページでございますが、このような検討会での議論というのを下敷きとして、本年6月の所有者不明土地等対策の推進のための閣僚会議におきましても、地籍調査の今後の現状と課題というものが整理されているところでございます。そういった意味で、こちらの課題として右下に掲げられているものは本小委員会の検討事項とも対応しているという形になってございます。

7ページでございます。先ほどの所有者不明土地の閣僚会議におきまして、左側でございますけれども、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針というのがまとめられてお

りますが、こちらにおきまして地籍調査に関しては、地籍調査等の着実な実施ということで、赤字でございますが、一部の所有者が不明な場合を含めて調査を円滑かつ迅速に進めるための措置や、地籍調査の過程で得られた情報の利活用の促進策等について、必要な措置の方向性を来年2月を目途にとりまとめる。そして、2020年度から始まる第7次国土調査事業十箇年計画の策定とあわせ国土調査法等の見直しを行うということが政府方針として掲げられているところでございます。また、右側、本年の骨太の方針でございますが、こちらにも同趣旨が位置付けられているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、8ページのところで、先ほども御説明いたしました但検討のスケジュールを組ませていただいております、来年2月の中間とりまとめに向けまして4回程度の議論を、地籍調査の迅速化策を中心に進めていただくと。その後、継続して検討を進め、来年7月頃にとりまとめ、その後、法案の作成の準備を進めまして、次の次の通常国会での法案審議をして、2020年度からの十箇年計画の策定につなげていくというようなスケジュールが想定されるところでございます。

最後、9ページでございますが、改めて小委員会で御議論いただきたい課題というものをまとめさせていただいております。地籍調査のあり方全般について、意義とか活用のあり方を含めて御検討いただければと思いますけれども、特に以下の事項を中心にご議論いただければと思っております。読み上げさせていただきます。

1番、調査の迅速化。所有者が不明な場合を含め、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるため、一筆地調査の効率化、立会手続の合理化や新技術による測量等の効率化を含め、どのようなことが考えられるか。2番、都市部の地籍調査の課題。特に都市部における地籍調査を円滑かつ迅速に進めるため、官民境界情報の迅速な整備方策や民間測量成果等の有効活用を含め、どのようなことが考えられるか。3番、山村部の地籍調査の課題。特に山村部における地籍調査を円滑かつ迅速に進めるため、どのようなことが考えられるか。4番、調査区域の重点化。より緊急性の高い地域において地籍調査を進めるため、災害想定地域等の優先地域での重点的実施の促進など、どのようなことが考えられるか。5番、地籍調査情報の利活用。所有者不明土地の発生予防等の観点から、地籍調査等の過程で得られた情報をより利活用するため、どのようなことが考えられるか。

以上でございます。

【清水委員長】 大変大部な資料、そして多くの内容を要領よく説明していただきました。ありがとうございました。

では、これから、議事次第にあります委員による意見交換の時間に移りたいと思いますが、冒頭申し上げましたように、今日は議論を再開しての第1回ということもございますので、委員の皆様お一方ずつ、国土調査全般に関することでも結構ですし、各委員の皆様それぞれの専門の立場からの重点的な御意見でも結構です。時間からしてお一方4分ずつぐらいになろうかと思っておりますけれども、皆様方から御意見を頂戴したいと思います。また、これまでの事務局からの御説明や資料に関する御質問等ございましたら、御意見賜るその中で、御指摘をいただければと思っています。なお、私に関しては、皆様方からの御意見を伺って、自分なりに加えるべきことだと考えることがあれば、最後に申し上げたいと思っております。

では、順番に4分ずつぐらいということをお願いをしたいと思います。委員名簿の50音順でよろしいですか。石井さん、よろしいですか、50音順ということで。

では、石井委員から順番をお願いいたします。

【石井委員】 兵庫県の石井でございます。今の業務としましては農林水産業の振興と地籍調査ということで、実際に業務に関わらせていただいております。

少しお話をさせていただきますと、まずは新技術による測量の効率化で、実際に兵庫県は今、地籍調査をどんどん進めておるんですが、なかなか、やはり境界立会とか所有者不明の土地とか、そういう問題もあって、筆界未定というのが多いなというのが印象としてございます。高齢化が進んで、山村部では境界立会も難しくなっているというようなことがございます。例えば図上で境界確認を行う手法を採用することについて、所有者等が手法に同意しているところは境界立会をしない、所有者等が同意しないところは境界立会をすとか、柔軟な対応をしていただければ、よりスムーズにいくのかなと考えますので、是非よろしくお願いします。それと、新たな手法を導入したときに、なかなか、私ども現場では住民への説明責任というのがございます。市町がまず前面に立ちますので、そういったところもしっかりと検証をお願いしたいなというのがお願いでございます。

それから、民間測量成果の有効活用でございます。民間事業の指定推進ということで、実際に地方公共団体がどんな形で関わるのかというのを具体的に示していただけたらなと思っております。実際にそういう話が民間から少し聞こえてきたりすることもございますが、仕組みをしっかりと作れていないので、補助金が当たるねとか言って議論をしている間に測量が進んでしまうというようなこともございますので、そういうようなルール作りを明確にさせていただくというのが肝心かなと思います。

それから、災害想定区域と優先地域です。例えば地すべり防止区域というのは、今、国土

交通省の指定地域に限って優先ということになっておりますが、林野庁であるとか農村振興局であるとか、農林水産省の地すべり防止区域の指定などの方が兵庫県では多かったです。実際にこの前、7月の豪雨で兵庫県でも家が1軒潰されて、お一方亡くなりました。現地に行きましたけれども、山の復元は林野庁の制度でやります。それで、山があつて家があつて河川がございまして。もう河川も埋まってしまって、全く跡形も分からないと。ところが、そこは旧宍粟郡一宮町というところで、地籍調査が100%終わっております。ということで、迅速に復旧はできるのかなと、もしも完全に家が埋まってしまっても、どこにあったというのが分かりますので、後の処理というのが迅速に対応できるかなと思っておりますが、国土交通省のとなると、河川の整備をするときはそこをさわられますけれども、上の山自体は林野庁の所管ということになりますので、そういう垣根を超えて優先順位を決めていただきたいということと、もう1点、森林環境譲与税というのが平成31年にスタートいたします。これまで人工林は全て産業ベースで進めていくんだということを言っておったんですけども、もう産業ベースでどうしようもないところ、森林の多面的機能の発揮を期待するだけのところについては、強度な間伐等をして、森としてしっかり守っていかうと、林業としてそこでは業をしない。

ところが、間伐をするとか、そういう作業が出て参りますので、境界等も非常に大事になって参ります。この制度自体はもう多分エンドレスで山を守っていくということになると思われますので、作業をするに当たって地権者の同意をとりますが、境界がはっきりしないと、市町の責務で間伐等をするので、その部分は境界が分からないと作業ができないと言って、またそこで止まってしまうので、是非そんなことも考えていただけたらなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。大変興味深い御提案、御要望という形をとられましたけれども、本当に提案といってもいい大変興味深いお話で、是非国交省側からの見解もお伺いしたいところですが、時間の関係もございまして、今日は委員の皆様からの御意見を多く頂戴するということを第一義にしまして、国交省サイドで回答すべきこととか、そういうものがございましたら、今日の議論の論点を整理した上で、次回お願いしたいと思います。ですから、皆様方からの今日の資料の御質問等に関しても、簡単に回答できる事実関係のようなものは今日回答いただきますけれども、それ以外、議論を要するような話については次回以降ということにさせていただきたいと思っております。

では続いて、市古先生、よろしく願いいたします。

【市古委員】 では、防災対策に関連して3点ほど述べさせていただければと思います。

お手元の資料3に宮古市の事例がありました。地籍調査が完了していたことにより、速やかに、迅速に移転復興事業が進んでいった、これは大きな意味を持っていたと改めて思います。宮城県、岩手県沿岸部における防災集団移転促進事業を活用した高台移転再建のスピードアップに貢献し、一日でも早く仮住まいから解消したいという被災者の希望に応えることにつながりました。

「スピード」に加えて追加したいのは、地籍調査がなされていることによって、合理的な土地利用、合理的な復興計画ができたのではないかとということです。どういうことかということ、市街地を大きく広げず、従前のまちの機能をできるだけ活かし、かつ安全性が確保された、言い換えれば、少しでも市街地を広げるような高台移転が望まれたと思うのですが、所有者不明土地問題、若しくは相続登記が終わっていないということで利用を諦めざるを得なかったことも少なくなかったように思います。これは研究室として関わらせていただいた気仙沼階上でも直面しました。早期復旧への貢献に加え、理想的、合理的な復興空間計画を提案策定できる、という効果もあったのでは、と思います。

復興計画への貢献に関して、土砂災害および密集市街地を対象とした場合と、津波復興で相違する点として、前者であれば原地再建が基本方針であり、当該対象地区での地籍調査が意味を持つこととなりますが、津波からの復興では復興予定地、移転可能性のある土地が対象となります。小さい点かもしれませんが、防災対策として地籍調査を位置付けるに当たっては、そんな相違点もあるかと思います。

2点目に、災害対策と地籍調査という点では、宮古市の例のように災害後に効果を発揮することになるわけですが、災害前の事前対策、被害軽減への効果が考えられないか、という点です。確かになかなか難しい話ではあります。地籍調査によって建物倒壊とか火災被害の低減には、なかなかつながらないわけですが、やや突飛な発想かもしれませんが、資料3の4ページにもある地籍調査の流れでは、一筆地調査において必ず立会いがなされます。例えば、土砂災害リスクのある裏山を地籍調査する際、所有関係者の立会いによって、改めて裏山の土砂災害リスクを意識するきっかけになるのではないかと、もちろん一筆地調査の立会い調査をやったぐらいで十分かと言われると、その通りなのですが、現地実地調査が、例えば、裏山に5年、10年、立ち入っていなかった、なんていう際、自分たちで所有している裏山、生活している集落やまちの周辺を見直すきっかけにつながる可能性があるのではないかと、思いました。後段の話は突飛かもしれませんが、周辺住民で裏山を見て、大雨が降ったとき

にこういうことが起こるかもしれないと想像してみる、地籍調査がそういった、自分たちの生活空間周辺にあるリスクに気付くきっかけとなり、事前の被害軽減策につながるような可能性を見いだせないか、もしかしたら、地籍調査の現場で生まれているのではないか、という点が2点目です。

3点目に、これは今日改めて説明を聞きながら、こういうことも大事かなと思ったのですが、筆界特定制度に関連して、所有者の方が地籍調査を請求するというふうに僕は理解していますが、個人では難しいと思いますが、集落とか自主防災組織とか、そういう地域組織単位で、自分たちのまちの境界策定というか、地籍調査実施を発意をする、提案するといったスキームが考えられないか、という点です。自治体への提案が主となりますので、法律よりも条例の方がなじむかもしれません。より当事者意識を持って、地籍調査を現場レベルから、市民一人一人がスピードアップさせるような、そういう仕組みみたいなものもあってもいいのかなと感じました。

3点目は、もう少し僕自身、考えた上で、次回以降、改めて発言させていただきたいと思っています。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では、伊藤先生、お願いいたします。

【伊藤委員】 私は、今のお二方と違って、民法という学問について、机の上だけで勉強しているので、余り参考にはならないかもしれませんが、思ったことをいくつかコメント的に発言させていただければと思います。

この委員会に先立って、先ほど地籍整備課長から御説明いただきました「中長期的な地籍整備の推進に関する検討会」、資料5の冒頭のところですが、そちらで地籍の問題を勉強させていただきました。おそらく民法学者とか法律学者にとって地籍は余りなじみがないというか、多分授業でも取り扱わないし、私も、検討会で勉強させていただくまでほとんど分かっていなかったというのが正直なところでは。民法の授業では土地やその所有権について説明をするのですが、その範囲がどう決まっているか、ということを表すのが地籍であり、それがどのように作られ、問題が起きているのか、ということが分かり、非常に勉強になっているところでは。

具体的な内容ですが、まず、資料5の最後にある、小委員会で御議論いただきたい課題というところで挙げていただいていること的前提が気になっております。この書き方は、既に地籍調査が始まっていることを前提に書かれているかと思えます。地籍調査をしている前

提で、どう迅速化するかという話だと思うのですが、それより前の問題として地籍調査を行っていないところについてどうするのかということは、この議論の俎上には上げられていないわけですが、そこが非常に気になるところです。手を付けられていないところについて、実際にどう手を付けてもらうかということは議論の俎上に上がらないのか、上げるとしてどのような方策をとるか。直接国が行うのは難しいでしょうし、もしできたとしても、国に任せればいやというモラルハザードの問題が出るでしょうが、とりわけ都市部についてどう進めるのかということは、考えなければいけないのではないかと個人的には思いました。

次に、地籍整備をするに当たって、いろいろな要素から優先順位を決める必要は絶対にあると思うのですが、そもそも国土調査法は国土全体を調べることを前提にしていると思うので、優先順位を決めるということは法律の前提との齟齬を生み出すような気がします。国土全体を明らかにするという話であったにもかかわらず、実際には、災害対策等のために行っていくということになる。そうすると、国土調査法の大前提、目的が「国土の実態を科学的且つ総合的に調査」であるにもかかわらず、実際には災害対策等になっているともいえるわけです。そうであるとする、従来の国土調査法の大原則、例えば立会いを求めることなども、災害対策等の場合にどこまでどのように維持するかということについて、検討の余地はあるのではないかと思います。

最後に、これは地籍整備だけの話ではないのですけれども、民事基本法制のことが気にかかります。土地所有者にはいかなる責任があるか、土地所有権に義務が伴うべきなのではないかという議論のことです。日本は土地所有権の絶対性を強く認め過ぎているのではないかと、というような話は昔からされているところでありますけれども、この点について、法務省などでの検討を注視しながら、考えていかなければならないと思っております。

雑ばくな話で申し訳ございませんでした。以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では続きまして、片山委員、よろしく願いいたします。

【片山委員】 石川県のがが森林組合から参りました。片山と申します。我が森林組合ですけれども、山の方でいろいろな事業をするに当たって、この境界管理ということは非常に大事で、それを実施しながらやっているということです。

私のところの森林組合の概要なのですが、8万6,000ヘクタールの民有林を管轄しておりまして、場所としては、石川県と言いましたけれども、金沢市と言うと分かりや

すいかと思うのですが、金沢市よりも南側、福井県との境で、加賀市、小松市、能美市、白山市という、その四つの市を管轄しております。そこで8万6,000ヘクタールの民有林の管理をしており、合員が6,500名ほどの森林組合で、おそらく全国的な森林組合から見ると中規模から少し大きいのかなというくらいだと思います。

かが森林組合の特徴を言いますと、一つは林産組合長制度というものを採用していることです。各集落単位に森林所有者の代表者を出していただいて、森林組合と集落のいろいろな事業をしたり要望の仲立ちをしてくれる、そういう代表者を出していただくという特徴的な制度を持っております。組合として、地域、地元の方々と綿密にいろいろな情報交換をしながら事業に取り組んでいるということが特徴の一つとしてあると思います。

それともう一つ特徴的なのが、境界管理を専門に行う職員を持っているということです。おそらく全国的に余りないのではないかなと思うのですが、境界管理を専門にやっている職員を持っている組合であるということで、今は林野庁の補助事業、補助制度を活用しながら、年間に大体500ヘクタールほどの境界管理をしております。所有者に立会いをしていただき、実際に現地を測量するという方法で行っていますが、なかなか進まず、民有林が8万6,000ヘクタールの中で、毎年500ヘクタールしか進まなかったら一体何年かかるのだろうというような状況ですけれども、地道にそうやって境界管理をしています。ただ、その境界管理をしなければ、今の間伐であるとか、皆伐というか木を切るような、そういう事業はなかなかできないという課題、問題を抱えながら、日々やっている状況でございます。

先ほど石井委員からもありましたけれども、来年度から国の森林環境譲与税というもので、市町村が事業主体となって森林整備などに取り組んでくださると伺っています。この制度に非常に期待をしているところで、市町村にそういう税金が下りてくると、その予算を使って、当然森林整備はするのですけれども、境界管理というところにも是非予算を使いたいと、そういうところに期待をしております。

それともう一つ、私の個人的なことなのですが、実は今、町の町会長をしております、ちょうど今年、私の在所集落が地籍調査をすることになっています。実は明日、土地所有者説明会があって、今日のこの話を明日も少し紹介しようかなと思っているところで、まさしくこれにぴったりのタイミングで委員に選んでいただいたなと思っているのですけれども、実際の所有者の説明会、その後のいろいろな事業を進めていくというか、境界管理、一筆地調査ということをやっていくに当たって、いろいろな課題とか問題とか、そういうものが出

てきたら、またここで紹介させていただければと思っております。

以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では続いて、久保先生、近藤先生は今日御欠席なので、千葉委員、よろしく願いいたします。

【千葉委員】 千葉でございます。よろしく申し上げます。私は地籍調査の現場をやっている立場として、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず中長期的な検討会の議論での一筆地調査の効率化というところですが、この作業はいつも我々業界で一番手間がかかる作業だということで問題になっています。一筆地調査が外注可になって、さらに10条2項というような形で民間委託ができるようになりましたが、最終的には市町村さんの役割というのがかなり大きいと思っておりますが、現在は、市町村と民間委託業者との役割分担が明確になっていないというところが大きいのかなと思っておりますので、その役割分担を明確にさせていただきたいというのが一つです。

それと、プラットフォームについてですが、これは前々からお願いしていたことですが、筆界点の座標値が一点一座標という考えがどうしても残ってしまいます。衛星測位だけでは同じ筆界点の座標値の整合性がとれないという懸念がありますので、街区基準点の整備と基準点の配置が足りないところには補足的に再整備をしていただきたい。それによって、統一された基準によるプラットフォームが出来上がると思っております。今の、不動産登記法では公共座標で測量するということが位置付けられていますけれども、それが近くに公共基準点がないと任意座標でもいいですよというようなことで測量図が作成されていますので、近くに公共座標を設置していただければ、調査士の先生方にも使っていただけるのかと思っておりますので、是非その辺の整備をお願いいたします。

それから、街区基準点を管理されていない市町というのがまだあるやに聞いておりますので、その辺は是非徹底して、活用していただくというようなことをしていただきたい。不動産登記は街区基準点を使った座標で図面を作成しているのですが、街区基準点を管理していない市町については公共測量と違う成果が出てしまうというようなこともありますので、街区基準点の活用の指導を是非お願いいたします。

それと、プラットフォームに関してもう一つですがせっかく立ち上げても公共測量としての位置付けがない測量成果ですと、後続の作業で使っていただけないのかなというところが懸念されます。地籍調査の場合、公共測量の位置付けというのがなかなか難しいですが、

プラットフォームを構築するに当たって、公共測量の手続をして、公共測量の成果として取り上げていただきたいと思います。

それから、山地の地籍調査でリモートセンシング技術を活用する手法というところですが、山地の地籍調査が全てこの手法でやっていけるのではないかなというような勘違いがあるのではないかというところを懸念しております。発注する市町村さんでは、その辺の判断が難しいのかなというところがありますので、国の方で実施できるような地区の判断基準を明確にいただければと思います。

以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では、中山委員、お願いいたします。

【中山委員】 中山でございます。私は、前にもお話しさせてもらったことがあるのですが、その経過とといいますか、所有者不明土地問題がこれだけクローズアップされてきて、いわゆる公共事業に関すれば利用権の設定ということでできるということになってきたのですが、民の場合はどういうふうになるのかなというのが大変興味を持っているところでございます。

というのは、私のお客様といいますか、相続登記の依頼を受けている方がいらっしゃるのですけれども、依頼を受けて間もなく2年かかろうとしております。資料集めで1年ちょっとかかりました。その後に各相続人の方、簡単に言いますと75名近いのですが、その方たちに、御協力をお願いしますという文書のやりとりをしまして、最終的にあと2名というところまで来ました。ただ、その方たちに協力をしていただけないと、家庭裁判所に調停の申立てをするようなことになってしまうということと、今まで協力していただいた相続人の方につきましても、印鑑証明書は終わったら返してくださいとか、それ以外は使わないでください、一筆書いてくれませんかといった、そういう御希望といいますか要望が何人かの方からありました。それに対しては、所有者になる方から何回もお手紙を書いていただいて、それ以外には使いませんというようなことと、終わりましたらば印鑑証明書はお返ししますというようなことをやりとりしまして、やっと2人になったというのが現状でございます。ただ、この後いつもらえるかというのは、まだ分かりません。残りの2人とも書いてあげるよとは言ってくれているけれども、なかなか書いていただけないというのが現状です。

ですので、何をお話ししたいかといいますと、これだけ所有者不明土地の相続については問題があるということを再認識したいということです。今回、地籍のこの委員会に推薦して

いただいてメンバーになっておりますけれども、これからの所有者不明土地に対してどのような法的な考えが出てくるのか、あるいは、相続人が特定されたところで、今度は境界立会いということになってくると、その相続人の方は山の所有者になるのですね。ですので、自分の山というか、先祖が代々今まで管理してきた山の境界が分からないという問題が発生してきます。

先ほどからもお話がありました地籍調査の進め方において、山は山なりのやり方、いわゆる現地に行かなくてもできるような方策というのを今まで検討して参りましたけれども、都市部においては都市部のやり方。例えば都市部におきましては、地方と違いまして、事前に1回、境界の確認をして、そして微調整。微調整というのは何かというと、地積です、面積の方です。これを調整して、いかに登記簿上の面積と合うかというようなことと、測量図との整合性、これを確認した上でないと立会調査に入っていけないというのが都市部の現状なのです。ということは、同じ何㎡とか、コンマ何㎡とか、地籍調査を進めていく上でも、その地域、地域によってやはり費用も時間も違ってくるということを、これからも機会があれば発言させていただきたいなと思っております。

あともう1点、最後ですけれども、前回で地籍のプラットフォームというお話があって、先ほど千葉委員さんからも話がありましたけれども、座標点は1点ではないのです。測量は誤差が伴いますので、どの測量図も正しいのです。その整合性をどういうふうに結びつけるのかというのが大変興味のあるところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では、藤巻委員、よろしく願いいたします。

【藤巻委員】 藤巻です。私は森ビルで、資料3の事例に書かれています六本木ヒルズの土地境界確定関係を担当していました。ちょうど竣工した年に地籍調査をもっと強力で推進すべきだという話があって、いろいろなところに苦労話を書かせていただいたり、お話をさせていただいてきた関係で、今日もここに呼ばれているのだと思います。実際、4年間の調査期間がかかり、そのうち3年くらいは官民境界の確定に時間がかかっています。ですから今回、資料3で都市部官民境界基本調査の紹介があり、資料5で都市部における効率的な手法として、官民境界等先行調査を都市部で行ったらどうかということが出ていますけれども、これはすごく良いことだと思っています。

官民境界の先行調査を災害予定地域で優先的にやるということも賛成です。日本の災害

予定地域は、種類にかかわらず、その地域に日本人口の約70%が居住しているという話が先日、日経新聞に出ていました。当然そういう地域を先行してやるということは大事です。一方、先ほど宮古市の例がありましたけれども、山村部でも同様に官民境界を先行してやることによって、災害復興時の活用や、民境界の確定の基点になることを期待しています。

都市部においては、一筆地調査を確定していくのは確かに大変です。それぞれの思惑とか歴史とか地歴があって難しい。しかし、官民境界を確定していくことによって街区の面積がある程度はつきりすれば、その範囲の中で、例えば再開発事業において公簿面積でそれぞれの地積を割り振って早期に権利変換計画のモデルをつくるとか、大規模災害時に地震、津波等で市街地が破壊されたときにも、まず公共の境界、道路や学校とか、いろいろな公共施設の境界が確定していれば災害復興のベースになるだろうと思っています。今回の資料の中で一番推進してほしいと思うのは、やはり官民境界の先行調査をどういう形できちんと位置付けていくかということだと思っています。

資料3で、あと100年したら日本の人口が4分の1になると記載されていますが、今の地籍調査のペースでいくと完了まで120年かかると言われています。日本の人口がなくなってしまう。この少子高齢化のスピードを考えると、実質的には、あと20年が勝負、という気がしています。私も田舎の出ですけれども、母親から持っている山の境界を聞いていません。多分、私の代になったら、もう新潟の田舎の土地の境界は分からなくなる。田舎から都市部にたくさん人が出てきて、残った田舎の高齢の人たちが亡くなっていく時代がこれから20年で進みます。地籍調査も一筆地調査にこだわらずに、この20年間で集中して官民境界確定等のポイントを絞って進めていかないと、更に20年後の国土保全是非常に大変になると思います。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

続いて、布施委員、よろしく願いいたします。

【布施委員】 私からは技術に関するところに関して触れさせていただきたいと思えます。既に新技術ということで衛星測位の利用を導入されたところかと思いますが、本日の御説明からも、今後は画像だとかレーザーによる三次元点群というのがターゲットになってくるのかなと思っているんですけども、そういうセンサーを載せるものというのも、自動車からドローンだとか航空機、あるいは衛星と様々あるわけで、それぞれ特性が違うわけですね。そこら辺の技術は既にいろいろほかの部分では使われているものですので、一般的にそれほど珍しいというものではないですので、やはりその特性を見極めるというのは重

要かと思っています。

特に今回の地籍調査の流れで言えば、筆界の特定とか地籍測量とか地籍図の作成というところに強く関連してくるかと思うんですが、当然、技術の話だけしていても仕方がなくて、立会いの議論とのセットであったりとか、あとは土地によって事情も異なりますので、先ほど来御意見出ているところですけども、どういうところで効果的に使えるのかということや、あと当然、こういうのをを使う場合には、無料ではないので、コストパフォーマンスの議論も出てくるかと思います。ですので技術の議論をするときには、技術そのものというよりも、その技術の使い方の議論が中心になってくるのかなと思っています。

あとは、それでいろいろと成果が出てきたときに、どうやってそういう成果を管理していくかということもあると思うのですが、プラットフォームのお話が出ているかと思うんですけども、当然その仕組みを作るという方が重要かと思うんですが、実際その仕組みを実現するために何かシステムを立ち上げましょうという話になった途端に、これまでの仕事と二重手間になるとか、そういうことも出てきかねないところがありますので、仕組みをしっかりと議論する上で、それを実現するためのITの技術はどのようなものがあるのかというところの議論もセットで考える必要があるのかなと思っています。

私からは以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

続いて、山脇委員、よろしくお願いいたします。

【山脇委員】 私からは、議論いただきたい課題ということで挙げていただいている事項を、順を追って、私の感じていることを述べさせていただきたいと思います。

まず調査の迅速化についてなのですが、共有者1人の立会いによる筆界確認を可能とするというところは、私個人的には可能なのではないかと考えています。と申しますのも、筆界特定の申請人が、共有者の場合、共有者の1人から申請できるということになっておりまして、そのことから考えますと可能なのではないかと考えています。ただし、そのお一人というのが、その土地についてある程度知識を持っておられる方でないと、全くそんな土地に自分の所有権があるなどということは意識していなかった、知らなかったという人に立ち会っていただいても、余り意味がないのかなと考えています。

そして、地籍調査の実施主体に筆界特定の申請権を付与するという件ですが、これは非常に有用かなと思っています。といいますのは、今現在でも、市町村が事業を行うときに、民間と民間の境界がなかなかうまくいなくて、その事業自身、例えば道路の拡張だったり

とかが滞ってしまったりした場合には、片方の所有者の方に御協力いただいて、申請手續に係る書類作成等に市が全面的に協力して、所有者の方に申請人になっていただいて、それで筆界特定をしたというケースを私自身も経験しておりますので、それを本来の形にするだけかなと思っておりますので、いいことではないかと個人的には考えております。

筆界特定については、昨年から法務省の方で筆特活用スキームという、これは呼びやすいように呼んでいるんですけども、所有者不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能とするための筆界特定手續の取扱要領というような案が出されて、今それを試行している段階になっております。まだ、余り実績というか、最後まで行っている案件がそんなにあるわけではないようなんですが、これは、隣接地が不明な場合に申請される筆界特定については、できるだけ迅速にやりましょう、期間を短縮してやりましょう、通常のやり方ではなく申請代理人がいろいろな資料も出して、そして担当の補助登記官といろいろな協議をしながら時間を短縮してやりましょうというシステムなんですけれども、これは地積更正、それから分筆を予定している土地と今のところなっておりますけれども、地籍調査の成果が法務局の方へ送付されて14条地図として備え付けられて、登記もそれによって成果として面積等も更正されるのであれば、当然同じこの枠の中に入るというか、地籍調査をしている区域の土地というものも入ることができるのではないかなと考えています。ただ、現在のところは登記を予定しているというようなことですので、そこはまた少し検討していただければと思っています。

それと、私の地元、大阪なのですが、地籍調査既済ワースト3の自治体で少し恥ずかしいのですけれども、今、茨木市の方で、地図混乱区域について、法務局の14条地図作成、そしてその周りについて地籍調査ということで、法務局と茨木市とがタッグを組んで進めている事業がありまして、担当者の方に少し御意見を聞いてみましたら、これは、別々でやるよりは、かなり費用も安く、時間も短くいっていると思うということでした。これを別々の年度に別々の事業としてやると、完遂できたかどうかというのが難しいのではないかとということと、筆界未定地はかなり少なく抑えられたということを知っています。

2番目、都市部の地籍調査の課題ですけれども、こちらの方で書いていただいている地籍整備のプラットフォームに載せる成果なんですけれども、民間の測量成果等の中に世界測地系の図面による登記がなされた土地についての情報も載せられるといいのかなと思っています。あと、19条5項の指定が、なかなかその申請が出ない、補助金とかも出していないかと思うのですけれども、なぜ出ないのかという辺りの検証も一つ必要なので

はないかなと思っています。

3番の山村部については、山に入ると、私も一度経験ありますけれども、所有者の方のお話を伺いながらずっと山を巡って、出てきましたら、全然公図上では違うところへ出てきてしまったという経験もありますので、変えるのか併用するのかは別として、例えば地形図のモデル、立体モデルで先に立会いに準じたことをやった上で現地に行かれるとか、そういうこともされたらどうかなと思います。

それから、4については自治体への広報が一番重要かなと思っています。今年はいろいろ災害がありましたので、今その時期かなと思っています。

それから5番ですが、登記官が、長期相続登記未了、登記等未了地である旨の登記ができるということなので、得た情報については共有していただくのがやはり一番肝心かなと思っています。

私からは以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

では続いて、吉原委員、よろしくお願いいたします。

【吉原委員】 私は地籍調査の専門では全くないので、一般的な国民から見た意見を述べたいと思います。3点申し上げたいと思います。

一つは、専門ではない立場からこの地籍調査の議論を見ておきますと、地籍調査の話というのは冒頭で御説明があったようなマクロな問題意識がある一方で、もう一方には、例えば境界確定の手法など、非常に専門的、技術的な個別課題があるという、そうした両極がある問題だと思っています。そして、そうした大きな問題意識と、個別の専門的、技術的な各論の間にある地域の問題、例えば、地域での地籍調査の実施プロセスにおいてどういう課題があるのかというものが、なかなか一般の国民の目には見えづらいと感じています。

先ほど、兵庫県の石井委員から御発言がありましたが、地域では、いろいろ既存の仕組みはあるけれども、そのはざままで対応が難しいものとか課題を感じていることがあって、そうした現場の問題意識や困っていることについて、どれだけ国レベルで整理がされているのだろうかということを感じます。地籍調査がなかなか進まない難しさについては、もう長年、同じことが繰り返し言われてきています。この次の十箇年計画では相当思い切った見直しをしなければ、迅速化は難しく、今までの議論の延長線上ではできないこととか、あるいは地域の声をもっと聞かなければいけないことというのがあるように思います。

その意味では、これまでの政策がきちんと現場の実情にマッチしていたのかということ

を、この自治事務を担う自治体の方々の声をもう少し聞くということが必要ではないか。それから、年間108億円の予算がどのように配分されてきたのか、有効に活用されてきたのかということも国民にきちんと伝える必要があるかと思います。

それから2点目は、それに関連しますが、自治体や国民への情報発信というものが足りないと思います。地籍調査Webサイトというものがあまして、そこに関連情報がアップされています。そこに「地籍調査はなぜ必要か」というパンフレットがあります。それを見ますと、平成24年度版がいまだに載っています。そこに掲載されている情報は平成23年末の数字でありまして、進捗率は50%と書いてあります。こういう情報をずっと掲示しておいて迅速化をしようというのでは、やはり国民や自治体には伝わらないと思います。

最後1点は、今日の資料の中に地籍整備プラットフォームの御提案がございました。こうした整備を進めていく上では、資料4の4ページに所有者不明土地問題の工程表がございましたが、この工程表の一番下に、土地所有者情報を円滑に把握する仕組み等として、これから情報基盤を作っていくまいというところが既にうたわれています。したがって、そうした施策と連携が図れるように、情報単位の統一、データの互換性、そして利用ルールの一統というものを初めから視野に入れていくということが必要ではないかと思います。

以上です。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。

最後に若林委員ですが、今日は御欠席で、勝又様に代理で出席していただいていますので、御意見ございましたら、是非よろしく願いいたします。

【勝又環境部長】 意見でなくてもよろしいでしょうか。

【清水委員長】 はい。

【勝又環境部長】 当市長につきましては、静岡県の国土調査協会の会長及び当該ブロックの国土調査推進連絡協議会の会長を務めさせていただくとともに、公益社団法人の全国国土調査協会の理事も務めさせていただいているという状況でございますので、委員として御指名をいただいたということのようでございます。ありがとうございます。

それでは、末端の市町でございますので、当市の状況と地籍調査の概要について説明をさせていただきます。

御殿場市の全体面積につきましては1万9,000ヘクタール余ということでございます。西については富士山、東は箱根外輪山に囲まれております。市の人口は約8万9,000人、世帯は3万7,000という状況でございます。

当市の地籍調査の計画面積ですが、7,173ヘクタールということでございまして、29年度末現在、静岡県の進捗率としては25%、本市としては29%ということで、県平均よりは若干いいんですけれども、先ほどいただきました資料を見せていただくと、ちょっと申し上げられるような状況ではないかなということで、頑張っって参りたいと考えます。

事業の進捗につきましては、昭和40年に市の北部地区から事業着手いたしまして、市の中心部の外周、周辺地域から調査を進めまして、新東名高速道路の予定地を優先的に実施して参ったというような経緯がございまして。半世紀を費やして着実に成果を上げてきておりますけれども、計画面積を完了するまでには、まだ約40年程度はかかるのではないかと、うような見込みを持っております。

当市の地籍調査の進め方といたしましては、公図と現況との食い違いが多いこと、脱落地、いわゆる白地、二線引畦畔などの国有地が多いことなどから、地権者から要望の多い二つの地区を隔年で、優先的に実施しているというような状況でございまして。この2地区が終了した後、再び人口集中地区を実施いたしまして、その後、境界トラブルの発生する可能性が低く、優先順位も低い市北部の地域ですとか、箱根外輪山、箱根の山系ですね、そちらを中心に実施をして参ると、うような予定をしております。

面積約50ヘクタールの地籍調査につきまして境界立会いを行う班と、前年度境界立会いを行った調査地域の地籍図及び地籍簿の案を作成して、全ての地権者の方から承諾を得まして、国、県の承認を受けて登記所に送付する班との2班に分けて作業を進めるという、うような手順で事業を実施しております。これを毎年のローテーションで行いまして、1地域を2か年で終了するという、うような手法で行っておると、うところが一つの特徴かなと思われま、す。

現地の境界立会いにつきましては、専門性の高い仕事でございまして、平成17年度から土地家屋調査士協会に、調査区域の約半分の立会いを委託しておると、う状況でございまして。また、住宅地域、困難地域については、職員がその手法や言動について学ぶために、土地の境界についての専門家であります土地家屋調査士の皆様方と一緒に立会いを行う、うような場合もございまして。そのほか、委託作業といたしましては、境界杭を測量するための基準点測量、境界杭の測量、面積測定、図面作成を地籍調査専門業者に外部委託しております。

面積、図面などの成果につきましては、当市で持っております地籍調査の支援システムに適合した電磁データで納品されるため、帳票作成から登記までの期間が短縮される結果となりまして、先ほど申し上げました2か年でのローテーションで事業が完了する、うよ

うな状況になっております。

最後になりますけれども、地籍調査につきましては、地権者が決めた境界を市は確認いたしますけれども、市が境界を決めることはできません。市が境界を決めてくれると思っいらっしゃる方が非常に多く、地籍調査が円滑に進まない一つの要因になっていると思われます。時間の問題もございます。問題、課題点につきましては、次回また機会をいただけるようでございますので、その際に詳細については御報告を申し上げたいと考えます。

以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

委員の皆様から大変貴重な御意見を多数いただきました。ありがとうございました。時間がなく大変恐縮でございました。次回以降、十分な時間をとりたいと思いますので、その際にまた御意見を頂戴したいと思います。私からもいろいろ申し上げたいことがございますけれども、今日は時間がございませんので、また次回以降、申し上げたいと思います。

国交省の皆様から、今日、委員の方からいただいた御意見等に対して、今日回答しておいた方がいいというお話はございますでしょうか。

【地籍整備課長】 いろいろいただきましたので、またこちらの方で整理いたしまして、次回に御回答させていただければと思います。ありがとうございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございます。本当に重要な論点を多数いただきましたので、それらを事務局で整理いただいて、次回にまた披露させていただければと思います。

では、議事に関してはこれで終了とさせていただきます、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【国土調査企画官】 清水委員長、ありがとうございました。

最後に、事務局から次回の日程等について御連絡いたします。次回でございますけれども、少し空きまして11月30日金曜日の13時30分からの開催を予定していますので、よろしく願いいたします。詳細が決まりましたら、追って事務局から御連絡いたします。次回でございますけれども、地籍調査の実施主体であります市町村、あるいは計画策定主体である都道府県など関係者の皆様から、実情と課題につきまして改めて御説明いただく機会を設けたいと考えております。あわせて新技術の活用による地籍調査の効率化につきましても、学識委員の立場から、本日御出席の布施委員にも御説明いただきたいと考えてございます。具体的な内容が決まりましたら、また御連絡を差し上げます。

もう1点、御連絡でございますけれども、現在、政府全体の取組といたしましてペーパー

レス会議というのが進められておりまして、本委員会におきましても次回以降、タブレット端末を使用した会議の進め方について試行させていただくような場面があるかと思えます。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。なお、ペーパーレスで開催するということになりました場合には、改めて事前に御連絡をさせていただきたいと思えます。

御連絡は以上でございます。

それでは、以上をもちまして国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第8回を閉会させていただきます。なお、本日お配りいたしました資料につきましては、委員の皆様、お席に置いていただければ、後ほど事務局よりお送りいたします。

本日は熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —